

第 1 2 3 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
村田 沙織	市 長	1 議案第 5 5 号 淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件 (1) 議決前の公表について 本条例の廃止について、議会の議決を得ていない段階で、8 月 2 6 日付の市長名の報道発表において「1 1 月 3 0 日をもって市の公の施設としての運営を終了する」と確定した内容を公表している。議会の議決権との関係を、どのように考えているのか。 (2) 廃止判断の根拠 契約を更新し、存続するためには多額の改修費が必要とのことだが、どのような改修が必要で、総額をいくらか見込んだのか。 また、その費用について、県・市・指定管理者の負担区分は、どのようなになっているのか。 (3) 県との協議と跡地 県企業庁、指定管理者「株式会社 ONOKORO」、本市の三者で協議をしたとのことだが、いつから協議を行い、どのような選択肢を検討したのか。 また、返却後の活用について、市から県に意向を伝えているのか。

第 1 2 3 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
西村 秀一	市 長	1 議案第 5 5 号 淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件 (1) 廃止判断に至った経緯と改修費 (2) 廃止後の兵庫県との賃貸借関係と費用負担 (3) 指定管理者及び従業員への影響と、対象となる方の雇用について、協議しているのか。 (4) 閉園が市観光全体に与える影響を、どのように分析しているのか。 (5) 現時点で、兵庫県、市、民間事業者等の間で、跡地利用について、どのような協議が行われているのか。

第 1 2 3 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市 長	1 議案第 5 5 号 淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件 (1) 老朽化が廃止の要因とのことだが、修繕・改修や新規投資などをして事業が見通せないと判断したのか。その根拠は。 (2) 現状市の負担はないが、存続などの協議で、存続なら市の負担はいくらになると見積もったのか。また、県企業庁と株式会社 ONOKORO の設置の負担がどこまでならできるかなど協議したのか。 (3) 所有は県企業庁となっているが、条例廃止をしたのち、この地をどのようにする計画があるのか。 (4) この施設が生み出す経済波及効果をどう試算しているのか。それを上回る経済効果を生み出す新たなものがないと市内経済にも影響がでるが、市の認識は。 (5) 施設を廃止したのち当面県の活用計画がなく、経済波及効果が無くなる認識ならば、市はなぜ平成 2 4 年のように存続を提起しないのか。それをするに先触れた費用負担の話がでるからなのか。 (6) 波及効果には雇用の面も含まれるのか。雇用面での影響をどう見込み、まちづくりや産業、観光面として対策をどのように考えているのか。

第 1 2 3 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市 長 教育長	1 議案第 4 9 号 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件 (1) 8 月臨時議会では学校事故調査委員会の立ち上げとその実施の予算の 2 議案が審議、可決された。今回の改正は学校事故調査委員会の報告が、いじめ問題調査委員会（場合によってはいじめ検証委員会）での調査にも繋がることを予め見越しての提案なのか。 (2) (1) が関係ないのであれば、なぜ今回改正する必要があるのか。 (3) いじめ問題調査委員会は、いじめ問題調査委員会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事項も調査審議する。 ア これはいじめ問題検証委員会などとは異なり、定期的な開催をしているのではないか。いじめ検証委員会や学校事故調査委員会は、例会を行う想定なのか。 イ 今回の改正では、いじめ問題調査委員会の例会の日額報酬も日額 8 8, 0 0 0 円の範囲で議会に上程せずに変更が可能となる。例会の基準額を原則とし、但し書きで重大事態の調査をするという現行対応を変えるのは、例会の基準額もあげるためのものなのか。 (4) 別表（2 条関係）のその他の非常勤特別職の報酬の水準は変わっていないという認識でいいか。